資料　4

令和６年１０月１７日

生活支援部医療保険課

国民健康保険被保険者証の廃止等について

１　令和６年１２月２日における健康保険被保険者証の新規発行の廃止について

マイナンバー法の一部改正（以下「改正法」という。）により、法施行日の令和６年１２月２日以降は現行の健康保険被保険者証（以下「現行保険証」という。）の新規発行は終了し、保険証利用登録済みのマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）に一本化される。その時点で発行済みの現行保険証は、改正法の経過措置により法施行日から最長１年間は引き続き使用することが可能であるが、その前に有効期限が到来する場合は、その有効期限まで使用可能となる。

江東区国民健康保険の現行保険証の場合、有効期限の令和７年９月３０日までは引き続き使用可能であるが、法施行日以降新たに資格を取得した方については、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」が発行される。

２　現行保険証廃止後の取り扱い

改正法施行日以降から、新規資格取得者や保険証券面記載事項に変更があった者に対して「資格情報のお知らせ」または有効期限が令和７年７月３１日の「資格確認書」を交付する。

なお、国民健康保険の現行保険証は有効期限が令和７年９月３０日であるが、７０歳以上に発行する高齢受給者証が令和７年７月３１日で有効期限が切れるため、それに合わせて全ての被保険者に対して、令和７年８月１日から有効の資格確認書または資格情報のお知らせを一斉発行する。その後、資格確認書は、２年ごとに一斉更新するが、７０歳以上で負担割合が翌年度変更になる者に対しては年次更新する。

①　資格情報のお知らせ（以下「お知らせ」という。）　※５（１）参照

「マイナ保険証」の保有者に対して、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に、氏名、被保険者番号、保

険者番号・保険者名、負担割合等を記載したＡ４サイズのお知らせを交付する。お知らせ単独で保険診療を受けることはできないが、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等を受診する際などに、お知らせをマイナ保険証と合わせて提示することで保険診療が可能となる。

② 資格確認書 ※５（２）参照

マイナ保険証の非保有者に対して、医療機関等で資格を確認することができるよう、氏名、被保険者番号、保険者番号、保険者名、負担割合等を記載したカード型の資格確認書を職権により交付する。

３ 加入者情報（個人番号下４桁）のお知らせ

厚生労働省は、情報の正確性を担保し、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくことを目的に、令和６年１０月までに医療保険者が把握している加入者情報を、全ての被保険者に通知するよう、医療保険者に求めている。これを受け江東区では、国民健康保険加入者に、加入者情報に関する通知を令和６年１０月に一斉発送する。

４ 現行保険証に併せて用いている書類の今後の取扱い

高齢受給者（７０歳～７４歳）には、負担割合を記載した「高齢受給者証」が交付されているが、マイナ保険証では負担割合情報がオンラインで確認可能であるとともに、資格確認書にも負担割合を表記するため、「高齢受給者証」は廃止とする。

また事前申請により交付する「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」、および「特定疾病療養受療証」についても、マイナ保険証でオンライン確認ができるので不要となる。ただし資格確認書での受診の場合は、現行保険証と同様、資格確認書と合わせて事前申請により交付を受けた認定証を医療機関窓口で提示する必要がある。

５　イメージ図

（１）資格情報のお知らせ

Ａ４サイズ汎用紙

参考例

資格情報のお知らせ

（交付者名）
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 （枝番）00
氏名		佐藤　太郎	
フリガナ		ｻﾄｳ　ﾀﾛｳ	
負担割合（70 歳以上のみ記載）		○割	
適用開始年月日		平成○年○月○日	
交付年月日		令和○年○月○日	

※　70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－　マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら　－

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和○年○月○日発行
（交付者名）
（保険者番号）

記号 000　番号　00000000　（枝番）00
氏名　佐藤　太郎
負担割合　○割（70 歳以上のみ記載）

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

（２）資格確認書

現行保険証と同サイズのカード型とする

表面

裏面

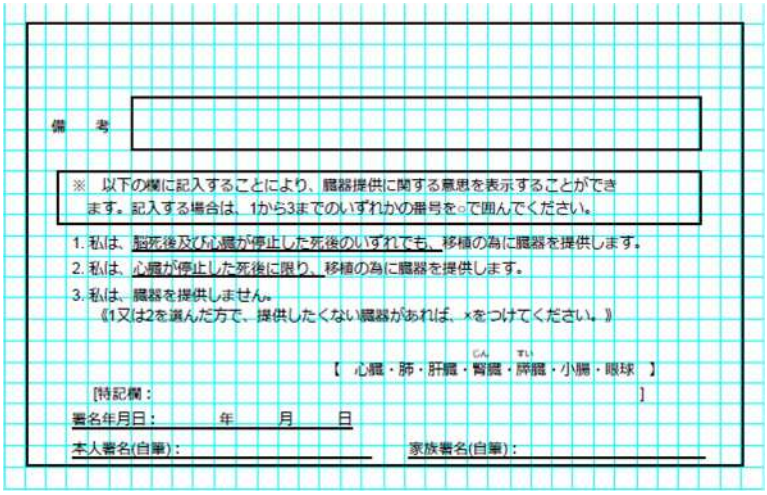

６　被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書の更新スケジュール

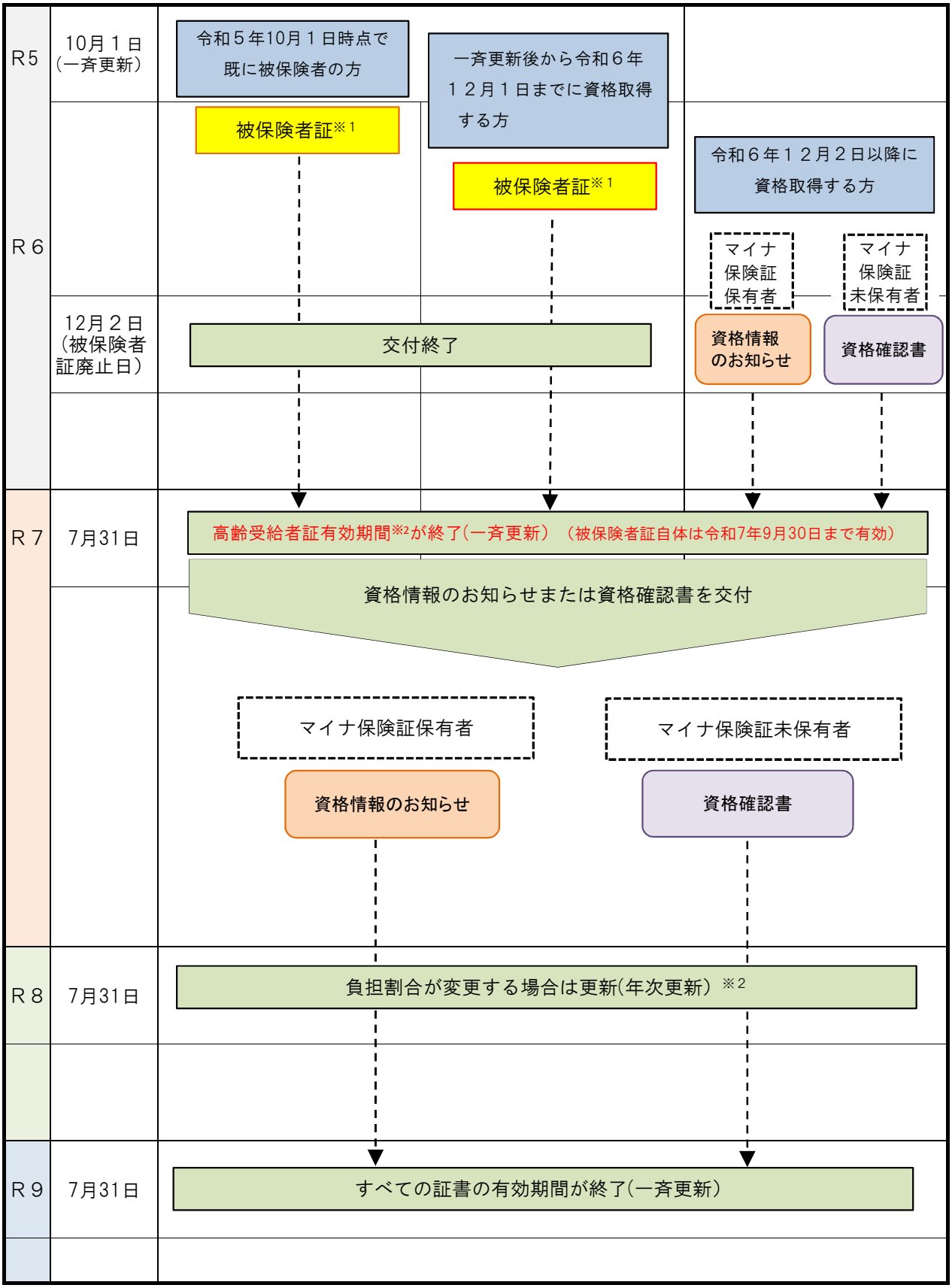

※１　被保険者証（有効期限は令和７年９月３０日）を交付されている方が、令和６年１２月２日（被保険者証廃止日）以降に被保険者証の券面情報（負担割合や住所等）が変更になった場合、新たな被保険者証を交付せず、資格情報のお知らせまたは資格確認書を交付する（汚破損を理由とした再交付も不可）。
※２　７０歳以上に発行する高齢受給者証が令和７年７月３１日で有効期限が切れ、それ以降は７０歳以上は被保険者証のみでは受診できないため、令和７年８月１日から利用開始の資格確認書をマイナ保険証非所有者全員に発行することとする。